平成２１年（フ）第１０４９号
神戸市中央区橘通１丁目１番13号　津村マンション１ＦＡ、従前の住所神戸市垂水区中道３丁目２番８号
破産者　山本　良造
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第７５５号
岡山市北区津高320番地サニーコーポ105号室、開始決定時の住所岡山市北区津高1507―251　金丸剛史方
破産者　山下　　勉
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３９７号
岡山市北区幸町５番12号4005
破産者　株式会社メガステーション
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６０１号
岡山市南区宮浦1308番地の４
破産者　有限会社日栄ホーム設備技研社
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６２２号
岡山市南区藤田1421番地の２
破産者　有限会社クラブ・テイスト
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２６号
山口県下関市豊浦町大字黒井2335番地
破産者　有限会社詩仙堂
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
青森市大字大矢沢字野田138番地６
破産者　学校法人光徳学園
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８７号
秋田市横森２丁目22番33号
破産者　矢後商興有限会社
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６７６号
横浜市港北区新吉田東３丁目39番15号
破産者　株式会社ナイス
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１３９号
石川県能美市上清水町二65番地１
破産者　有限会社大光電子
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第６号
岐阜県高山市初田町２丁目66番地
破産者　有限会社日電商事
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第８６７号
京都市右京区梅ケ畑畑ノ下町17番地２
破産者　有限会社池田工業
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
山口県周南市古川町10番６号
破産者　株式会社周南水道
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２０年（フ）第６２号
愛媛県今治市阿方甲32番地５、商業登記簿上の本店所在地愛媛県今治市室屋町１丁目１番地10
破産者　サンシステム有限会社
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１６５号
沖縄県うるま市与那城照間866番地
破産者　田場　　浩
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５８１号
宮城県多賀城市浮島２丁目20番４―51号
破産者　三浦　光二
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１６１号
宮城県多賀城市浮島字西沢22番地
破産者　志賀　　仁
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１０号
仙台市泉区七北田字白水沢71番地の３　シティハイツヨイチ103
破産者　荒井多嘉志
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３０８号
茨城県水戸市吉田3066番地
破産者　八幡　秀光
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２２４号
埼玉県八潮市大字大曽根817番地12
破産者　星野　根徳
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
埼玉県八潮市大字浮塚626番地８　メゾンパーク南八潮114号室
破産者　星野　惠子
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係